

退職手当金を請求される皆様へ

退職手当金の請求手続きのご案内

平成29年度

退職をしたら、退職手当金はどのようにして支給されるのでしょうか？

スムーズに退職手当金の支給を受けるためには、正しく手続きを行っていただくことが大切です。

このパンフレットでは退職手当金の請求方法についてご案内いたします。

退職手当金請求・支給手続きの流れ

記載方法は次頁をご参照ください。

あなたがする手続きです。

請求される方

- ①請求書・合算申出書
- ②本人確認書類貼付用紙

(約款様式第7号の2)

退職手当金請求書
・合算申出書

退職所得の受給に
関する申告書

①

(添付書類)

本人確認書類
貼付用紙

②

【請求される方】

①退職手当金請求書・合算申出書（退職所得の受給に関する申告書を含む）と②本人確認書類貼付用紙に必要書類を貼付して、共済契約者に提出します。

共済契約者 (経営者)

- ・退職届
- ①請求書・合算申出書
 - ②本人確認書類貼付用紙

【共済契約者(経営者)】

被共済職員退職届を記入し、①②と共に業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）に提出します。

業務委託先 (都道府県社会福祉協議会等)

- ・退職届
- ①請求書・合算申出書
 - ②本人確認書類貼付用紙

【業務委託先(都道府県社会福祉協議会等)】

必要事項を確認のうえ受理し、独立行政法人福祉医療機構に送付します。

独立行政法人福祉医療機構

【独立行政法人福祉医療機構】

書類の内容確認・照会の上、必要事項を登録し、退職手当金の計算などを行い、受付日順に支給します。できる限り速やかに支給できるよう努めていますが、状況によって支給時期が遅延する場合があります。

退職手当金

金融機関指定口座へ支給

あなたが「請求書・合算申出書」に記載した金融機関の指定口座に退職手当金が支給されます。

※記入例を参考にしながら、誤りや漏れのないように正しく記入してください。
※「消せるボールペン」を使用して記入しないでください。

記入例

郵便番号は、必ず7桁で記入してください。

必ず選択してください。

連絡先電話番号は、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。(携帯電話番号でも可)

結婚等で氏名が変更している場合、又は、退職後、退職手当金を請求する時点で氏名が変更している場合は、変更後の氏名を記入し、押印してください。

退職手当金請求書・合算申出書

独立行政法人福祉医療機構 理事長 様

記入日 平成 44 年 3 月 7 日

いずれかを選択してください

退職手当金を請求します。なお、請求する私は反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力への関与はありません。

合算制度を利用します 送金算制度を利用する場合は「請求者(利用者)」欄以外の記入の必要はありません。

私は、上記注意事項等を理解した上で、

請求者(利用者) 請求者区分(続柄) フリガナ カミヤ マチコ 生年月日 379 379 03 18 03 3838 8888

退職者本人 氏名 神谷 町子

遺族() 郵便番号 103 住所 東京都大田区石川町7丁目8番9号 ATハイム201号

振込先金融機関名を記入のうえ、○で囲まください。

振込先金融機関 福祉 銀行・信用組合 信用金庫・農業協同組合 本店・支所 支店・出張所

口座番号 口座名義 右詰めで記入してください 左詰めでカタカナで記入してください

普通 カミヤ マチコ

個人情報・取扱いに関する注意事項 請求者又は退職者に係る個人情報、又は、退職手当共済業務及びこれに附帯する業務の範囲内で利用されます。

右詰めで記入してください。

請求者と口座名義は一致します。
・家族名義では送金出来ません。
・請求者口座名義は、左詰めで記入してください
濁点(・)、半濁点(゜)も一字に数えます。
・姓と名はひとマス空けて記入してください。

記入を誤った場合は、二重線で訂正後、請求者印による訂正印を押印してください。
・修正液等で消さないでください。

平成 年 月 日
芝 税務局長 市町村長 殿

平成 △△ 年分 退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

退職手当の支払者の
所在地 (住所) 〒105-8486
東京都港区虎ノ門4丁目3番13号

名称 (氏名) 独立行政法人福祉医療機構

法人番号 8010405003688

氏名 神谷 町子

現住所 〒145-0061
東京都大田区石川町4丁目8番9号 ATハイツ201号

個人番号 1234 5678 9012

その年1月1日現在の住所 東京都港区新橋5丁目9番9

(個人番号の取得目的) あなたの個人番号は税務手続きに利用します。

このA欄には、全ての方が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A ① 退職手当等の支払を受けること
なった年月日 △△ 年 2 月 15 日

② 退職の区分等 一般 生活扶助の有 無

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B ④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての動続期間 自 年 月 日 至 年 月 日

⑤ ③と④の通算期間 自 年 月 日 至 年 月 日

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づき年齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C ⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づき年齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての動続期間 自 年 月 日 至 年 月 日

⑦ ③又は⑥の動続期間のうち、⑥の動続期間と重複している期間 自 年 月 日 至 年 月 日

A又はBの退職手当等についての動続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての動続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された動続期間等について、このD欄に記載してください。

D ⑧ Aの退職手当等についての動続期間(③)に通算された前の退職手当等についての動続期間 自 年 月 日 至 年 月 日

⑨ ③又は⑥の動続期間のうち、⑧又は⑨の動続期間だけからなる部分の期間 自 年 月 日 至 年 月 日

⑩ Bの退職手当等についての動続期間(④)に通算された前の退職手当等についての動続期間 自 年 月 日 至 年 月 日

⑪ ⑧と⑩の通算期間 自 年 月 日 至 年 月 日

B又はCの退職手当等がある場合に

区分 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 収

B 年 月 日 年 月 日

C 年 月 日 年 月 日

氏名は、退職手当金請求書・合算申出書と同じ氏名を記入してください。

退職所得の源泉徴収票を源泉徴収票貼付欄に貼付してください。

退職の区分 一般 障害 一般 障害

支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)

加年入年月日(自)と退職年月日(至)を記入し、端数の月は切上げとします。例えば勤務年数が9年2か月の場合、期間は端数の月を切捨てとします。

請求書の住所と同一になります。

必ず個人番号を記入してください。

退職した年の1月1日現在の住民登録上の住所を記入してください。

退職した年の1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている場合は、「生活扶助の「有」」を、その他の人は「無」を○で囲みます。

源泉徴収票貼付欄

合算を希望する退職者は「合算制度を利用」に○をつけて、請求者(利用者)部分のみを記入、押印します。退職所得の受給に関する申告書は記入する必要はありません。(合算申出についてはQ&Aをご参照ください。)

本人確認添付書類について

(添付書類)

本人確認書類貼付用紙

機構受付日付印

個人番号カードの写し又は番号通知カードの写しを貼付して下さい

A

顔写真付きの身分証明書等身分確認書類を貼付して下さい

B

- ・ 個人番号を記載するに当たっては本人確認が必要となりますので、以下の書類を提出してください。
- ・ 退職者（請求者）ご本人が書類を準備し、写しを貼付してください。

パターン	番号確認書類（A）	身元確認書類（B）
1	個人番号カード (個人番号カードがあれば、番号確認書類にも身元確認書類にもなります。)	
2	番号通知カード（みなさんに配布されるものです）	運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート） (顔写真等身分が証明される公的なもの)
3	番号通知カード（みなさんに配布されるものです）	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書等の書類から2つ以上を組み合わせてください
4	個人番号が記載された住民票の写し	運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート） (顔写真等身分が証明される公的なもの)
5	個人番号が記載された住民票の写し	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書等の書類から2つ以上を組み合わせてください

※これらによりがたい場合は、機構あてご相談ください。

退職手当金の額を試算してみましょう

$$A \text{ (計算基礎額)} \times B \text{ (支給乗率)} = \text{退職手当金額}$$

A 退職前 6 か月間の平均本俸（基本給の額）を計算基礎額表（表 A）にあてはめ、計算基礎額を求めます。

B 被共済職員期間を支給乗率表（表 B）にあてはめ、支給乗率を求めます。

被共済職員期間の考え方

- 被共済職員期間とは、在籍期間のなかで勤務日数が10日を超える月を合計し、これを年数換算した期間です。
- 勤務日数が10日以下の月は退職金の算定月の対象になりません。
- 年次有給休暇（年間20日まで）、産前産後の休業期間、育児・介護休業期間は実際に勤務していなくても、勤務をしたとみなされます。
ただし、育児休業期間については、その2分の1が被共済職員期間に算入されます。
- 被共済職員期間は年単位で算出しますので、通算して1年未満の端数の月が出た場合、端数の月は切り捨てとなります。

なお、平成28年4月1日以降に退職した方については、平成28年4月1日より施行された制度改正による経過措置が講じられます。

退職手当金の計算例

平成14年4月1日に加入し平成29年3月31日に15年間勤務して普通退職となり、退職前6か月間の平均本俸月額が240,000円の場合

- ・表 A より、計算基礎額：235,000 円 ①
- ・表 B より、被共済職員期間が15年で支給乗率が10.7880 ②

退職手当金額 235,000 円 × 10.7880 = 2,535,180 円

A. 退職手当金計算基礎額表

退職前6か月の平均本俸月額	計算基礎額
～ 73,999	62,000
74,000 ～ 85,999	74,000
86,000 ～ 99,999	86,000
100,000 ～ 114,999	100,000
115,000 ～ 129,999	115,000
130,000 ～ 144,999	130,000
145,000 ～ 159,999	145,000
160,000 ～ 174,999	160,000
175,000 ～ 189,999	175,000
190,000 ～ 204,999	190,000
205,000 ～ 219,999	205,000
220,000 ～ 234,999	220,000
235,000 ～ 249,999	235,000
250,000 ～ 264,999	250,000
265,000 ～ 279,999	265,000
280,000 ～ 299,999	280,000
300,000 ～ 319,999	300,000
320,000 ～ 339,999	320,000
340,000 ～ 359,999	340,000
360,000 ～	360,000

① 退職前の6か月の平均本俸月額が240,000円の場合の計算基礎額

② 加入日以降実際に退職した月までの支給乗率
(この例では29年3月31日)

B. 支給乗率表

非共済職員 期間(年)	普通退職
1	0.5220
2	1.0440
3	1.5660
4	2.0880
5	2.6100
6	3.1320
7	3.6540
8	4.1760
9	4.6980
10	5.2200
11	5.7420
12	6.2640
13	6.7860
14	7.3080
15	7.8300
16	8.3520
17	8.8740
18	9.3960
19	9.9180
20	10.4400
21	10.9620
22	11.4840
23	12.0060
24	12.5280
25	13.0500
26	13.5720
27	14.0940
28	14.6160
29	15.1380
30	15.6600
31	16.1820
32	16.7040
33	17.2260
34	17.7480
35	18.2700
36	18.7920
37	19.3140
38	19.8360
39	20.3580
40	20.8800
41	21.4020
42	21.9240
43	22.4460
44	22.9680
45	23.4900
46	24.0120
47	24.5340
48	25.0560
49	25.5780
50	26.1000
51年以上	26.6220

退職手当金額早見表

普通退職

被共済 職員期間	計算 基礎額	62,000	74,000	86,000	100,000	115,000	130,000	145,000	160,000	175,000
1 年		32,364	38,628	44,892	52,200	60,030	67,860	75,690	83,520	91,350
2 年		64,728	77,256	89,784	104,400	120,060	135,720	151,380	167,040	182,700
3 年		97,092	115,884	134,676	156,600	180,090	203,580	227,070	250,560	274,050
4 年		129,456	154,512	179,568	208,800	240,120	271,440	302,760	334,080	365,400
5 年		161,820	193,140	224,460	261,000	300,150	339,300	378,450	417,600	456,750
6 年		194,184	231,768	269,352	313,200	360,180	407,160	454,140	501,120	548,100
7 年		226,548	270,396	314,244	365,400	420,210	475,020	529,830	584,640	639,450
8 年		258,912	309,024	359,136	417,600	480,240	542,880	605,520	668,160	730,800
9 年		291,276	347,652	404,028	469,800	540,270	610,740	681,210	751,680	822,150
10 年		323,640	386,280	448,920	522,000	600,300	678,600	756,900	835,200	913,500
11 年		478,987	571,694	664,401	772,560	888,444	1,004,328	1,120,212	1,236,096	1,351,980
12 年		526,454	628,348	730,243	849,120	976,488	1,103,856	1,231,224	1,358,592	1,485,960
13 年		573,921	685,003	796,084	925,680	1,064,532	1,203,384	1,342,236	1,481,088	1,619,940
14 年		621,388	741,657	861,926	1,002,240	1,152,576	1,302,912	1,453,248	1,603,584	1,753,920
15 年		668,856	798,312	927,768	1,078,800	1,240,620	1,402,440	1,564,260	1,726,080	1,887,900
16 年		830,136	990,808	1,151,479	1,338,930	1,539,769	1,740,609	1,941,448	2,142,288	2,343,127
17 年		907,810	1,083,515	1,259,220	1,464,210	1,683,841	1,903,473	2,123,104	2,342,736	2,562,367
18 年		985,483	1,176,222	1,366,961	1,589,490	1,827,913	2,066,337	2,304,760	2,543,184	2,781,607
19 年		1,063,157	1,268,929	1,474,702	1,714,770	1,971,985	2,229,201	2,486,416	2,743,632	3,000,847
20 年		1,267,590	1,512,930	1,758,270	2,044,500	2,351,175	2,657,850	2,964,525	3,271,200	3,577,875
21 年		1,375,470	1,641,690	1,907,910	2,218,500	2,551,275	2,884,050	3,216,825	3,549,600	3,882,375
22 年		1,483,350	1,770,450	2,057,550	2,392,500	2,751,375	3,110,250	3,469,125	3,828,000	4,186,875
23 年		1,591,230	1,899,210	2,207,190	2,566,500	2,951,475	3,336,450	3,721,425	4,106,400	4,491,375
24 年		1,699,110	2,027,970	2,356,830	2,740,500	3,151,575	3,562,650	3,973,725	4,384,800	4,795,875
25 年		1,806,990	2,156,730	2,506,470	2,914,500	3,351,675	3,788,850	4,226,025	4,663,200	5,100,375
26 年		1,893,294	2,259,738	2,626,182	3,053,700	3,511,755	3,969,810	4,427,865	4,885,920	5,343,975
27 年		1,979,598	2,362,746	2,745,894	3,192,900	3,671,835	4,150,770	4,629,705	5,108,640	5,587,575
28 年		2,065,902	2,465,754	2,865,606	3,332,100	3,831,915	4,331,730	4,831,545	5,331,360	5,831,175
29 年		2,152,206	2,568,762	2,985,318	3,471,300	3,991,995	4,512,690	5,033,385	5,554,080	6,074,775
30 年		2,238,510	2,671,770	3,105,030	3,610,500	4,152,075	4,693,650	5,235,225	5,776,800	6,318,375
31 年		2,303,238	2,749,026	3,194,814	3,714,900	4,272,135	4,829,370	5,386,605	5,943,840	6,501,075
32 年		2,367,966	2,826,282	3,284,598	3,819,300	4,392,195	4,965,090	5,537,985	6,110,880	6,683,775
33 年		2,432,694	2,903,538	3,374,382	3,923,700	4,512,255	5,100,810	5,689,365	6,277,920	6,866,475
34 年		2,497,422	2,980,794	3,464,166	4,028,100	4,632,315	5,236,530	5,840,745	6,444,960	7,049,175
35 年		2,562,150	3,058,050	3,553,950	4,132,500	4,752,375	5,372,250	5,992,125	6,612,000	7,231,875
36 年		2,626,878	3,135,306	3,643,734	4,236,900	4,872,435	5,507,970	6,143,505	6,779,040	7,414,575
37 年		2,691,606	3,212,562	3,733,518	4,341,300	4,992,495	5,643,690	6,294,885	6,946,080	7,597,275
38 年		2,756,334	3,289,818	3,823,302	4,445,700	5,112,555	5,779,410	6,446,265	7,113,120	7,779,975
39 年		2,821,062	3,367,074	3,913,086	4,550,100	5,232,615	5,915,130	6,597,645	7,280,160	7,962,675
40 年		2,885,790	3,444,330	4,002,870	4,654,500	5,352,675	6,050,850	6,749,025	7,447,200	8,145,375
41 年		2,950,518	3,521,586	4,092,654	4,758,900	5,472,735	6,186,570	6,900,405	7,614,240	8,328,075
42 年		3,015,246	3,598,842	4,182,438	4,863,300	5,592,795	6,322,290	7,051,785	7,781,280	8,510,775
43 年以上		3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,934,400	8,678,250

※平成 27 年 4 月以前に加入した方は、上記金額を上回る場合があります。

(単位：円)

190,000	205,000	220,000	235,000	250,000	265,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000
99,180	107,010	114,840	122,670	130,500	138,330	146,160	156,600	167,040	177,480	187,920
198,360	214,020	229,680	245,340	261,000	276,660	292,320	313,200	334,080	354,960	375,840
297,540	321,030	344,520	368,010	391,500	414,990	438,480	469,800	501,120	532,440	563,760
396,720	428,040	459,360	490,680	522,000	553,320	584,640	626,400	668,160	709,920	751,680
495,900	535,050	574,200	613,350	652,500	691,650	730,800	783,000	835,200	887,400	939,600
595,080	642,060	689,040	736,020	783,000	829,980	876,960	939,600	1,002,240	1,064,880	1,127,520
694,260	749,070	803,880	858,690	913,500	968,310	1,023,120	1,096,200	1,169,280	1,242,360	1,315,440
793,440	856,080	918,720	981,360	1,044,000	1,106,640	1,169,280	1,252,800	1,336,320	1,419,840	1,503,360
892,620	963,090	1,033,560	1,104,030	1,174,500	1,244,970	1,315,440	1,409,400	1,503,360	1,597,320	1,691,280
991,800	1,070,100	1,148,400	1,226,700	1,305,000	1,383,300	1,461,600	1,566,000	1,670,400	1,774,800	1,879,200
1,467,864	1,583,748	1,699,632	1,815,516	1,931,400	2,047,284	2,163,168	2,317,680	2,472,192	2,626,704	2,781,216
1,613,328	1,740,696	1,868,064	1,995,432	2,122,800	2,250,168	2,377,536	2,547,360	2,717,184	2,887,008	3,056,832
1,758,792	1,897,644	2,036,496	2,175,348	2,314,200	2,453,052	2,591,904	2,777,040	2,962,176	3,147,312	3,332,448
1,904,256	2,054,592	2,204,928	2,355,264	2,505,600	2,655,936	2,806,272	3,006,720	3,207,168	3,407,616	3,608,064
2,049,720	2,211,540	2,373,360	2,535,180	2,697,000	2,858,820	3,020,640	3,236,400	3,452,160	3,667,920	3,883,680
2,543,967	2,744,806	2,945,646	3,146,485	3,347,325	3,548,164	3,749,004	4,016,790	4,284,576	4,552,362	4,820,148
2,781,999	3,001,630	3,221,262	3,440,893	3,660,525	3,880,156	4,099,788	4,392,630	4,685,472	4,978,314	5,271,156
3,020,031	3,258,454	3,496,878	3,735,301	3,973,725	4,212,148	4,450,572	4,768,470	5,086,368	5,404,266	5,722,164
3,258,063	3,515,278	3,772,494	4,029,709	4,286,925	4,544,140	4,801,356	5,144,310	5,487,264	5,830,218	6,173,172
3,884,550	4,191,225	4,497,900	4,804,575	5,111,250	5,417,925	5,724,600	6,133,500	6,542,400	6,951,300	7,360,200
4,215,150	4,547,925	4,880,700	5,213,475	5,546,250	5,879,025	6,211,800	6,655,500	7,099,200	7,542,900	7,986,600
4,545,750	4,904,625	5,263,500	5,622,375	5,981,250	6,340,125	6,699,000	7,177,500	7,656,000	8,134,500	8,613,000
4,876,350	5,261,325	5,646,300	6,031,275	6,416,250	6,801,225	7,186,200	7,699,500	8,212,800	8,726,100	9,239,400
5,206,950	5,618,025	6,029,100	6,440,175	6,851,250	7,262,325	7,673,400	8,221,500	8,769,600	9,317,700	9,865,800
5,537,550	5,974,725	6,411,900	6,849,075	7,286,250	7,723,425	8,160,600	8,743,500	9,326,400	9,909,300	10,492,200
5,802,030	6,260,085	6,718,140	7,176,195	7,634,250	8,092,305	8,550,360	9,161,100	9,771,840	10,382,580	10,993,320
6,066,510	6,545,445	7,024,380	7,503,315	7,982,250	8,461,185	8,940,120	9,578,700	10,217,280	10,855,860	11,494,440
6,330,990	6,830,805	7,330,620	7,830,435	8,330,250	8,830,065	9,329,880	9,996,300	10,662,720	11,329,140	11,995,560
6,595,470	7,116,165	7,636,860	8,157,555	8,678,250	9,198,945	9,719,640	10,413,900	11,108,160	11,802,420	12,496,680
6,859,950	7,401,525	7,943,100	8,484,675	9,026,250	9,567,825	10,109,400	10,831,500	11,553,600	12,275,700	12,997,800
7,058,310	7,615,545	8,172,780	8,730,015	9,287,250	9,844,485	10,401,720	11,144,700	11,887,680	12,630,660	13,373,640
7,256,670	7,829,565	8,402,460	8,975,355	9,548,250	10,121,145	10,694,040	11,457,900	12,221,760	12,985,620	13,749,480
7,455,030	8,043,585	8,632,140	9,220,695	9,809,250	10,397,805	10,986,360	11,771,100	12,555,840	13,340,580	14,125,320
7,653,390	8,257,605	8,861,820	9,466,035	10,070,250	10,674,465	11,278,680	12,084,300	12,889,920	13,695,540	14,501,160
7,851,750	8,471,625	9,091,500	9,711,375	10,331,250	10,951,125	11,571,000	12,397,500	13,224,000	14,050,500	14,877,000
8,050,110	8,685,645	9,321,180	9,956,715	10,592,250	11,227,785	11,863,320	12,710,700	13,558,080	14,405,460	15,252,840
8,248,470	8,899,665	9,550,860	10,202,055	10,853,250	11,504,445	12,155,640	13,023,900	13,892,160	14,760,420	15,628,680
8,446,830	9,113,685	9,780,540	10,447,395	11,114,250	11,781,105	12,447,960	13,337,100	14,226,240	15,115,380	16,004,520
8,645,190	9,327,705	10,010,220	10,692,735	11,375,250	12,057,765	12,740,280	13,650,300	14,560,320	15,470,340	16,380,360
8,843,550	9,541,725	10,239,900	10,938,075	11,636,250	12,334,425	13,032,600	13,963,500	14,894,400	15,825,300	16,756,200
9,041,910	9,755,745	10,469,580	11,183,415	11,897,250	12,611,085	13,324,920	14,276,700	15,228,480	16,180,260	17,132,040
9,240,270	9,969,765	10,699,260	11,428,755	12,158,250	12,887,745	13,617,240	14,589,900	15,562,560	16,535,220	17,507,880
9,422,100	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400

Q

「退職手当金請求書・合算申出書」はいつまでに提出したらよいですか？

A

退職手当金を請求する場合は、退職後速やかにご提出ください。

なお、退職した日の翌日から起算して5年以内に請求しないと時効となり、退職手当金が支払われない場合がありますので、ご承知おきください。

Q

退職後、間もなく結婚し、引っ越すことが決まっていますが、請求書の氏名・住所・振込先金融機関は今現在のものを記入するのでしょうか？

A

送金に併せて、「退職手当金送金通知書」を郵送しますので、退職する時点で既に変更が明らかになっている場合は、変更後の氏名・住所を記入してください。

振込先金融機関の口座名義は旧姓でも送金できますが、退職手当金の送金までに名義変更や解約をされ、振り込みができないケースが多く見受けられますので、変更後の名義でご指定いただくことをお勧めします。

Q

退職手当金の振込先金融機関は、ゆうちょ銀行を指定することはできますか？

A

退職手当金の振込先金融機関については、ゆうちょ銀行（郵便局）を指定することができます。

ただし、ゆうちょ銀行（郵便局）の口座番号（記号・番号）のままではお振り込みができませんので、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口に通帳を提示し、ゆうちょ銀行の通帳に振込用の「店名・預金種目・口座番号」を記載してもらってください。（ゆうちょ銀行の振込用の店名は漢数字3桁で最終桁が「八」になります。）

（注）ゆうちょ銀行は、預金限度額が1,300万円までとなっています。退職手当金が振り込まれたことにより、1,300万円を超過した場合は、ゆうちょ銀行において預り金となります。

Q

退職手当金は請求してからどのくらいで振り込まれるのでしょうか？また、支給が決定されると何か連絡はあるのでしょうか？

A

機構では業務委託先（都道府県社会福祉協議会等）から回付された「被共済職員退職届、退職手当金請求書・合算申出書」を受付し審査を行い、内容確認後コンピュータ処理により退職手当金を計算し、機構の受付順に送金します。退職者には送金と同時に「退職手当金送金通知書」を送付して支給額を通知します。請求が集中する時期や、財源の状況（共済契約者の掛金及び国庫並びに都道府県の補助金の入金状況）などによって異なりますが、機構に請求書が到着後、おおむね2か月程度で支給するように努めております。（なお、4～8月にかけては、3月末退職者からの請求が集中することから、2か月以上かかることがあります。何卒ご理解いただきますようお願い致します。）従って遅れる場合があることを予めお含みおきください。

Q

現在の職場を退職した後も、引き続いて他の社会福祉法人が経営する社会福祉施設に正規職員として勤務することが決まっていますが、新しい職場でも退職手当共済に加入することができるのでしょうか？

A

新しい職場の社会福祉法人が機構と共済契約を結んでいて、なおかつ加入要件を満たしていれば加入することになります。なお、退職手当金を請求せず再び共済制度に加入する場合は条件にもよりますが、以前の共済契約者の加入していた期間を引き継ぐ（合算する）ことができますので、現在の職場と新しい職場の担当者にご相談ください。

Q

被共済職員期間の合算をするのに必要な条件はあるのですか？

A

被共済職員である期間が1年以上である場合、退職した日から起算して3年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員になり、かつ、機構に申し出たときは退職手当金の計算に際し、前後の各期間を合算することができます。

退職日から3年以内に被共済職員となった場合は、合算制度を利用していることを新しい職場へ申し出てください。

なお、新しい職場が当共済制度に加入していない場合等は、合算はできませんので、新しい職場にご確認ください。

（注）平成28年3月31日以前に退職した場合は2年以内

Q

被共済職員期間の合算制度を利用したいのですが、もし退職日から3年以内に被共済職員にならなかった場合、退職手当金は請求できるのですか？

A

この場合、被共済職員期間の合算が適用されません。退職手当金の請求手続きが必要になりますので、次の手順により請求してください。

- 1 「退職手当金請求書・合算申出書（約款様式第7号の2）」を次のいずれかの方法で入手してください。
 - ① 当機構のホームページからダウンロードする。
 - ② 退職した職場（共済契約者）から入手する。
 - ③ ①②により入手できなかった場合は当機構から入手する（電話照会してください）。
- 2 「退職手当金請求書・合算申出書」の「退職手当金を請求」に○をつけて、「請求者（利用者）」欄、「振込先金融機関」欄を、全て記入、押印してください。
- 3 「退職手当金請求書・合算申出書」の下に「退職所得の受給に関する申告書」がありますので、申告書の「あなたの」欄と「A」欄は必ず記入、押印してください。退職（被共済職員ではなくなった時）した際に、別途退職金の支給を受けている場合は、「B」欄にその内容を記載するとともに、退職所得の源泉徴収票を貼付してください。
- 4 「退職手当金請求書・合算申出書」（「退職所得の受給に関する申告書」部分を含む。）の記入、押印が完了しましたら、独立行政法人福祉医療機構共済部に直接送付してください。

（注）退職した日の翌日から5年を経過したときは、時効が完成し、退職手当金が支給できない場合もありますので、注意してください。

Q

退職所得の受給に関する申告書に個人番号欄がありますが、個人番号は記入しなければならないのですか？

A

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、税務署に提出する申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することが義務付けられておりますので、申告書を提出する際には個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

Q

個人番号が記載された申告書を提出する際に、本人確認書類は提出しなければならないのですか？

A

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため厳格な本人確認が義務付けられています。当機構は退職手当金の支払を受ける方から、個人番号が記載された退職所得の受給に関する申告書の提出を受ける場合は、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を行うことが必要となります。

Q

個人番号を見られたくない（知られたくない）のですが。

A

個人番号については、退職手当金の支給にあたり、税の計算上必要となりますので、「退職所得の受給に関する申告書」への記入が必要となります。

その際、機構から共済契約者あてに、個人番号を隠すための「目隠しシール」を配賦しておりますので、ご利用ください。

提出をする前に次のことをもう一度ご確認ください！

- ☐ 「退職手当金を請求」に○をつけましたか？
- ☐ 請求者区分の1に○をつけましたか？
- ☐ 請求するあなたの氏名、フリガナを記入しましたか？
- ☐ 請求するあなたの印鑑を鮮明に押しましたか？
※不鮮明な場合は余白に再度の押印をしてください。
- ☐ 生年月日を記入しましたか？
- ☐ 連絡先電話番号を記入しましたか？
- ☐ 7桁の郵便番号を記入しましたか？
- ☐ 請求者の住所と退職所得の受給に関する申告書の現住所は同一ですか？
- ☐ 振込先金融機関は請求者本人の通帳・キャッシュカードをもとに正しく記入しましたか？
- ☐ 退職所得の受給に関する申告書の「あなたの」欄に記入・押印し、「A」欄に記入しましたか？
- ☐ 「個人番号」（マイナンバー）は正しく記入しましたか？
- ☐ 「本人確認書類」の貼付もれはありませんか？
- ☐ 記入すべきところはすべて記入しましたか？

記入事項を訂正する場合は、必ず請求者印による訂正印をすべての訂正箇所に押印してください。
消せるボールペンを使用して記入しないでください。



- 退職時の具体的な手続きについては、まず勤務先の退職手当共済事務担当者にお尋ねのうえ、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

独立行政法人福祉医療機構 共済部 退職共済課 管理・給付係

TEL 0570-050-294 ※ガイダンスが流れた後①を押してください。

ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>